# キャリア教育の推進に関する助成金交付要綱

## (趣旨)

第1条 一般社団法人白井工業団地協議会(以下「協議会」という。)は、中学生を対象に職業について考える機会を与える中で、ものづくりや起業化などに対する意欲を高めるなど、将来に向けて希望や夢がもてるような授業、取り組み等に対し助成するものとする。

#### (定義)

**第2条** この要綱において、キャリア教育の意義は、将来、社会人・職業人として自立していくうえで必要な力や勤労観・職業観を身につけることを目的とした取り組みをいうものとする。

## (助成対象団体)

**第3条** 助成金の交付を受けることができる団体(以下「助成対象団体」という。) は、白井市内の中学校とする。

### (助成対象事業)

**第4条** 助成金の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、補助対象 団体が行うキャリア教育に関する事業とする。

## (助成対象経費)

- **第5条** 助成金の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、キャリア 教育に関する事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除くものと する。
  - (1) 会食費(1食当たり1回につき800円を超えるもの)
  - (2) 白井市内の小・中学校の教員に対する報酬、謝礼金等
  - (3) 国、県、白井市その他の団体の補助金の対象となる経費

#### (助成金額)

第6条 助成金の額は、一つの中学校につき10万円を限度とし、実際に要した 助成対象経費の額とする。

#### (交付申請及び交付決定)

- 第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象団体の代表者(以下「申請者」という。)は、キャリア教育助成金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、協議会に申請しなければならない。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他協議会が求める書類
- 2 協議会は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、 適当と認めたときは、キャリア教育助成金交付決定通知書(第2号様式)によ り、当該申請者に通知するものとする。

#### (変更等の承認申請及び承認)

第8条 前条第2項の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請の内容に変更が生じたとき又は助成対象事業を中止し

ようとするときは、キャリア教育助成金変更(中止)承認申請書(第3号様式)により、協議会に申請しなければならない。

2 協議会は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、 適当と認めたときは、キャリア教育助成金変更(中止)承認通知書(第4号様 式)により、当該交付決定者に通知するものとする。

#### (実績報告)

- 第9条 交付決定者は、助成対象事業が完了したときは、速やかに、キャリア教育助成金実績報告書(第5号様式)により、協議会に報告しなければならない。 (確定の通知)
- 第10条 協議会は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を 審査し、適当と認めたときは、キャリア教育助成金確定通知書(第6号様式) により、当該交付決定者に通知するものとする。

## (交付の請求)

第11条 前条の規定により助成金の確定の通知を受けた者は、キャリア教育助成金交付請求書(第7号様式)により、協議会に請求しなければならない。

## (概算払いの請求)

第12条 交付決定者は、助成金の概算払を受けようとするときは、キャリア教育助成概算払請求書(第8号様式)により、協議会に請求しなければならない。 (交付決定の取り消し等)

**第13条** 協議会は、助成対象団体が偽りその他不正の手段により助成金の交付 決定を受け、又は助成金の交付を受けたときは、当該交付決定を取り消し、又 は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

## (交付の条件)

- 第14条 交付決定者は、次に掲げる事項の履行に努めるものとする。
  - (1) 本助成事業について、学校だよりなどに掲載し、広く周知すること
  - (2) キャリア教育に係る事業の公表及びその成果の発表等を行うこと
  - (3) 地元人材の活用を図ること
  - (4) 学校行事等において、協議会の参加・出席等を求めること
  - (5) その他協議会が必要と認めること

#### (補則)

**第15条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会の3役会議において別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、2019年7月1日から施行する。